

経験弁護士の皆様へ

公設事務所弁護士になりませんか

—経験弁護士準備費援助金のご案内—

日弁連では、弁護士過疎地域に設置された公設事務所(ひまわり基金法律事務所)に所長弁護士(任期制)として赴任する弁護士を募集しています。

2025年6月から、経験弁護士が公設事務所の所長候補者に選定された場合、赴任のための準備費用として経験弁護士準備費援助金を給付することとなりました。

公設事務所赴任後も開設費や運営費の援助などのサポートを受けることができます。経験弁護士の皆様のご応募をお待ちしております。

対象

公設事務所の所長候補者に選定された経験弁護士
(弁護士登録後 **3年の実務経験**を有する弁護士)

▶養成事務所での養成を経た新人弁護士等は対象外

援助

赴任のための**準備費用**として**上限 200 万円**を給付

▶新規開設・引継時に 500 万円まで開設費を援助

▶赴任後、年間所得が 720 万円未満の場合、不足分を運営費として援助

申請

公設事務所弁護士に応募し、所長候補者に選定された後、
赴任するまでに所定の**申請書の提出**が必要

▶現在、後任所長を募集中の公設事務所(随時更新)は
日弁連ウェブサイトを御確認ください。



詳細はこちら↑